

介護タクシー調査プロジェクト会則

(名称)

第1条 本プロジェクトは、「介護タクシー調査プロジェクト」と称する。

(事務所)

第2条 本プロジェクトは、事務所を那覇市の代表自宅に置く。

第3条 当プロジェクトの連絡先は、那覇市NPO活動支援センター（那覇市牧志3-2-10 3F）内のメールボックスとする。

(目的)

第4条 本プロジェクトは、沖縄県内の介護タクシー等事業所の現状を調査し、それを基に、有効な社会資源の一つとして地域社会に周知し、利用者自らその社会資源を見つけ出す機会を作っていくことを目的とする。

(活動)

第5条 本プロジェクトは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 介護タクシー等事業所への現状調査
- (2) 介護タクシー等の周知活動

(期間)

第6条 本プロジェクトは、2008年9月1日を設立日とし、前条の活動の終結までの期間限定で活動する。

(会員)

第7条 入会を希望する者は、所定の申込書に記入の上、役員に提出するものとする。

第8条 退会する場合は、本人から役員への申し出るものとする。

第9条 代表が必要と認めた場合、会員を除籍できるものとする。

第10条 活動会員は、本プロジェクトの趣旨に賛同し、自主的にプロジェクトを実践しようとする沖縄県民（団体・個人）から組織する。

第11条 賛同会員は、本プロジェクトの趣旨に賛同し、本プロジェクト活動が円滑に行えるように、必要に応じて経済的援助を行う団体・個人とする。寄付金は、10500円とする。

(役員)

第12条 役員は、代表1人、副代表1人、会計・書記1人を配置するものとする。役員は、活動会員の中から選ばれる。

第13条 役員の任期は、プロジェクト終結までとする。

(ミーティング)

第14条 ミーティングは、毎週水曜日に開催する。

(会計)

第15条 会計は、本プロジェクト開始の9月1日から終結までとする。

第16条 本プロジェクトの会費は、月500円を活動会員から集める。
以上。2010年3月13日改定。